

新見市教育委員会 7月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年7月18日（火） 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1C

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	山 縣 晴 美
教育総務課長	谷 本 隆 之
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	泉 朋 子

6 記 録

午後3時25分 着 席

(令和5年7月18日（火）午後3時25分から午後5時15分)

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 前会会議録の承認

谷本課長

(新見市教育委員会 6 月定例会会議録について、開催日時等を読み上げて説明する。)

正村教育長

前会会議録は承認と決めます。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

議第 3 5 号 令和 5 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

正村教育長

それでは 6 の議事に移ります。

議第 3 5 号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第 3 5 号、令和 5 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明をさせていただきます。

その前に、要保護・準要保護の違いにつきまして、昨年度この会で説明をいたしました内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

昨年度、世帯の前年の所得額が生活保護基準額の 1.0 倍を境にして、要保護・準要保護が決まるというふうにお伝えをいたしました。が、正確には、要保護世帯につきましては、本市福祉部所管のもと、既に認定及び援助の方が出されておりました。この就学援助申請の表の中には、最初から要保護対象の方は入っていないということであり。今後は、この認識のもとで就学援助の認定をおこなっていただきますようお願いいたします。

それでは、資料の 1 ページをご覧ください。

今年度申請のあった世帯数は 1 2 9 世帯、児童生徒数は合わせて 2 0 6 名で、内訳は小学生が 1 2 0 名、中学生が 8 6 名です。

認定については、資料中ほどの四角囲みをしております「参考 2」に記載しております「新見市就学援助及び新見市就学援助規則施行」に係る内規により、世帯の前年の所得額が、生活保護基準額の 1.5 倍以下である場合に、準要保護の認定をおこなうことになっておりますので、この要件をすべての世帯について確認いたしました。

その結果、認定が適当と考えられるのは、1 2 7 世帯 2 0 4 名で、

認定が不相当と考えられるのは、米印をしております、世帯番号3番と5番の2世帯3名でございます。

認定が不相当と考えられる2世帯のみ資料順に読み上げさせていただきます。申請理由の欄にある番号は、資料の2ページの①から⑧に記載しておりますので併せてご確認ください。

それでは資料3ページをご覧ください。

世帯番号3番、Aさんにつきましては、申請理由は8ですが、認定基準倍率が2.30となっており、世帯番号5番のBさんについては、申請理由は5ですが、認定基準倍率が1.94であります。このお二方は、いずれも前年の所得額が基準額の1.5倍以上であったため、不相当としております。

なお資料1ページに戻りまして、参考資料として、令和4年及び令和3年の就学援助実績を載せております。

全体的な傾向といたしまして、ここ数年生活保護の申請世代は減る傾向にあります。

今年度は大幅に減っているということが見て取れます。

以上資料を見ていただき、ご審議をお願いいたします。

正村教育長

かなりの量ですので、ちょっと時間を取りますので見てください。何か皆さんの方から、ご質疑ありますでしょうか。

谷本課長

128番は、子になっていますが母ですよ。

黒川課長

そうです。母です。
ありがとうございます。

正村教育長

外にありますでしょうか。
無いようですので、議第35号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第35号は承認といたします。

議第36号 指定学校変更申請の承認について

正村教育長

次に、議第36号の説明をお願いいたします。

黒川課長

議第36号、指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料1番1ページをご覧ください。

ナンバー1の方は、現在の中学校の自閉・情緒特別支援学級に在籍しておりますが、家庭の事情により別の中学校区へ転居されました。転居後の中学校には自閉・情緒特別支援学級がないことから、引き続き中学校卒業まで現在の中学校に変えることを希望されております。

なお、住民票移行の関係で、変更期間が6月1日からになっておりますが、申請があったのは前回の定例教育委員会よりも後であったた

め、すでに変更希望校での生活を始めておりますことをお知りおきいただいた上で、ご審議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

皆様の方から何かありますでしょうか。
無いようですので、議第36号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第36号は承認といたします。

協第6号 令和5年度学校訪問について

正村教育長

次に、協第6号の説明をお願いいたします。

黒川課長

協第6号、令和5年度学校訪問について説明をさせていただきます。

資料1ページをご覧ください。

委員の皆様には、6月から7月にかけておこないました前期分9校の学校訪問では、大変お世話になりました。

訪問時の様子や感想などにつきましては、次回8月の教育委員会で共有をさせていただきたいと考えております。

本日は、後期分になります、10月から12月にかけておこなう日程をお示ししております。

お忙しいところ恐れ入りますが、今月28日金曜日までに、訪問可能な日をお知らせいただきますようお願いいたします。

前期同様、この一覧表に可能な日に丸印、特に訪問希望される学校には、二重丸の印をご記入いただき、FAXまたはメールでお知らせいただければと思います。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

正村教育長

前期では大変お世話になりましたありがとうございます。
引き続きまた後期の方も、よろしく願いしたいと思います。
委員の皆様から何かご質問ありますでしょうか。

松井職務代理者

規模の小さい学校が多い中で授業参観1時間ということではございましたが、中学校は基本3クラスなので、50分の授業でも大体15分ぐらいは学級におれて、児童生徒の様子も見ることもできたんですけど、小学校は基本6クラスを45分だと、移動なども含めると、本当に短くて、はっきり言って殆どわからない状況だったので、全部見させていただく必要がないとすれば、例えば今年度は、奇数学年で3クラスとかいうふうに、せめて10～15分ぐらいは教室におれる時間があつた方がよかつたなど、私個人の感想ですが思いまし

た。

正村教育長 6クラス以上のところになると、見る時間が短くなるので、例えば1, 3, 5年を見るとか、最後だから6年は見るとか工夫をするか、前のように時間を延ばすか。
外の委員さんはどうでしょうか。

三上委員 私は、南小学校に行かせてもらって、6クラスを5分刻みぐらいで動くんですけど、もうちょっと長くてもいいかなと思いました。

溝尾委員 私は、あまり6クラスのところには行ったことが無くて、複式のところは3~4クラスで、確かにゆっくり見えたという印象があります。

長谷川委員 長くは見たいけど、全学年も見たいです。

正村教育長 黒川課長、これはいつから短くなったんですかね。

黒川課長 今回からです。

正村教育長 元に戻したら混乱するでしょうか。

黒川課長 混乱はしないと思うんですが、前期との公平性がなくなると思いますが。

正村教育長 8月の校長会のときに、前期は試しに短くさせていただいたんですけど、教育委員さんの方からできれば10分程度は見たいというご意見が出たので、ご協力を願いたいということにしませんか。

黒川課長 はい。お配りしております一覧表で言いますと、10月11日の刑部小学校、17日の高尾小学校、24日の本郷小学校、11月1日の上市小学校、13日の西方小学校が、1時間長くなると思って、印をいただければと思います。

正村教育長 よろしいでしょうか。

各委員 (はいの声)

正村教育長 議第36号は承認としてよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第36号は承認といたします。

報第15号 新見市いじめ問題対策専門委員会報告書の提出について

正村教育長

報第15号の説明をお願いします。

黒川課長

報第15号新見市いじめ問題対策専門委員会報告書の提出についてでございます。

1ページをご覧ください。

これは3年前の令和3年のことでございます。C中学校における生徒間トラブルのいじめ案件について、委員の皆様方にはその都度お知らせして参りましたが、このほど、第三者委員会である新見市いじめ問題対策専門委員会から、調査報告書が提出されましたので、概要について報告させていただきます。

報告書は6月29日に正村教育長宛に手渡され、48ページに渡る報告書の内容について説明を受けました。お配りしている資料は、説明内容を1ページにまとめたものでございます。

まず、計画等のところですが。令和3年6月、本件事件①②が発生。本件事件①とは、「令和3年6月に当時中学校1年生の女子生徒が、当時中学1年生の同じクラスの男子生徒から大きな声でブスとか自意識過剰、黙れ、ばか、うざい、きもい、むかつくなどと言われたことにより、精神的苦痛を負ったこと」としております。本件事件②は、事件①と同じ日に、被害生徒である女子生徒が所属するクラスのホームルームにて、同クラスの全生徒に対し、本件の十分な調査がないまま、被害生徒にも非があるというような旨の発言を担任がおこなったことです。

同年10月被害生徒と加害生徒との間のトラブルをいじめとして認知いたしました。

令和4年5月、被害生徒ら代理人弁護士作成の「ご連絡」と題する書面を受領いたしました。

これを受け、同年9月新見市いじめ問題対策専門委員会を設置し、令和5年6月に調査報告書が提出され、加害生徒の行為は、法第2条第1項に定めるいじめに該当するとされました。しかし、本件事件①により、被害生徒に生命、心身、財産、重大事態及び、不登校重大事態が発生したと認めることはできないというふうにジャッジをされました。

指摘事項を踏まえた検証結果というところでございますが、「(1) C中学校のいじめに対する認知及びその後の対応は、法及び学校基本方針の理解が不十分であったことに起因する。(2) 本件事件①の後

の事実確認においては、関係者らから本件事件①及びその背景となる事象について、適切な事情聴取に基づく事実認定がなされなかった可能性があり、事実認定が不正確であった。(3) C 中学校及び新見市教育委員会は、被害生徒の早期登校に向けた交渉をおこなうなど、被害生徒ら代理人弁護士との連絡を取っておらず、係る対応は適切ではなかった。(4) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用等、専門機関との連携が十分でなかった。(5) 新見市教育委員会のいじめに対する認知及びその後の対応は、法及び学校基本方針の理解が不十分であったことに起因する。」という結果が出ました。

今後新見市教育委員会の具体的な取り組みとして、次の1番から4番までのことをするのがいいだろうということで、報告をされております。「(1) いじめの定義を全校に周知すること。(2) いじめ対策基本方針の内容理解を進めること。(3) 学校いじめ防止基本方針の内容をフローチャート化すること。(4) 検証結果に基づく対応ポイントを全校で周知する。」ということでした。

今後の対応といたしましては、先週7月14日に相手方の法律事務所の方へ、この調査報告書を郵送にて送らせていただいております。併せてこの日に C 中学校へ、このようなケースが出たということ報告をおこなっております。そして、明日7月19日には、市長に報告をおこなう予定にしております。

正村教育長

この後については、どうなるんですか。

黒川課長

この後につきましては、相手方の法律事務所の方から、この調査では不十分だからもうちょっと調べてくれなどの再調査依頼があるかもしれません。

その場合は市長の方で、再調査をするかしないかということを決定するんですが、この第三者委員会の方からは、そもそも調査をする案件というレベルではないので再調査をする必要はないだろうと言われております。市長が断ることができますと言う事ですが、ただし断った場合、市の方に対して訴えられるということも今後のケースとしては考えられますが、その際は、新見市の顧問弁護士の方へ対応を依頼するというところで話をしております。

正村教育長

我々教育委員会としては、第三者委員会の今後こうあるべきというところを真摯に受けとめて、実施していくという立場に変わりはありません。今後につきましては、いろいろ進展の仕方があるようになっていきますけれども、こういう事案が二度と起きないように、指摘のことを現場の方に下ろしたり、教育委員会の方で研修を深めていきたいと考えているところです。

皆さんの方から何かご質疑ありますでしょうか。

松井職務代理人

この計画等のところの認定の4つ目なのですが、いじめに該当するけれども、意見①によって、現在の事態になったわけではないという論理なんですか。確か私の記憶が定かでないかもしれませんが、被害生徒は、登校ができてなかったんですよね。その原因がこのトラブルというかいじめにあるというふうに私は認識してたんですけども、不登校重大事案自体が、それが原因でないとすると、どういうふうに調査結果がなってるのかということがよくわからないのと、それと今後のことについて、この専門委員会の見解としたら、それほど大した事案ではないんじゃないかというふうに受け止めたんですけど、そういうことなんですか。

黒川課長

48ページある報告書の一番最後のところに、「付言」というのがありまして、これを読んで差し上げるのが一番わかりやすいのかなと思うので、読み上げます。

『当委員会の委員である臨床心理士は、以下の通り付言する。「当委員会の一連の調査を通して、被害生徒は早く本件学校に行きたいと願い、同時に母親を強く求め、いつも寂しい気持ちを持っていることが理解できた。そのため、被害生徒の教育と福祉のために、①被害生徒の保護者である被害生徒の母が被害生徒の家庭に少しでも長く居住し、責任を持って被害生徒の夜間のメディアコントロールや就寝時間等の生活リズムを調整するなどの養育をすること。②被害生徒の母が、学校への謝罪や責任追及を最優先とするのではなく、何よりも被害生徒の義務教育への復学及び心身の健康を最優先とし、関係機関と共同していくことが重要である。」この2点について、関係機関が被害生徒の母に対し、その重要性を繰り返し伝えていくことが求められる。』と書かれておりまして、途中からは被害生徒のお母さんが、加害生徒、男子生徒にとにかく謝れとか、これはいじめだ、重大事態だというふうにすることによって、お子さんを学校に行かせない状況というのが生まれてきました。実際に学校に来てない女子生徒からは、聞き取りの中で、今私が学校に行くと、裁判とかに負けてしまうから行っちゃいけないんだというような発言も出たりなどしてありましたので、これらも総合的に勘案して、当初の酷い言葉を言われたことだけが、この長期の欠席に至っているものではないというふうにジャッジされたものだと思っております。

松井職務代理人

確かに当時のこの場での報告の中にも、当該生徒は学校へ行きたいという気持ちはあるんだけど、家庭の方でそれをブロックしているという問題点は指摘をされてましたが、そちらの方を重視して見られたということなんですね。

黒川課長

はい。

松井職務代理者

わかりました。結構です。

正村教育長

ですから、最初の学校とか委員会の対応については、もっと反省すべき点があるということと、後半については、すべてそこを解決しないと子供は登校には至らないという、そういうことだそうです。

松井委員さんありがとうございます。

それでは、協第15号について外にご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

ありがとうございます。

報第16号 市内中学校におけるコンプライアンス事案について
(非公開とする)

7 閉 会

正村教育長

7月定例教育委員会をこれで閉会します。
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時15分)